

平成17年 1月（初版）
平成20年 1月（改正）
平成22年10月（改正）
平成24年 3月（改正）
平成25年 6月（改正）
平成25年 8月（改正）
平成26年 9月（改正）
平成30年 4月（改正）
令和 6年 4月（改正）

あきる野市公の施設に係る指定管理者制度の運用指針

あ き る 野 市

目 次

I 指定管理者制度の概要

1	制度化の経緯	1
2	管理委託と指定管理者制度との比較	1
3	公の施設について	2
4	指定管理者制度の適用にあたって必要とされる事項	2

II 指定管理者制度の運用指針

1	指定管理者制度の原則適用	4
2	指定の手続	5
3	個人情報の保護	9
4	情報の公開	9
5	債務負担行為の設定	9
6	指定管理者制度を適用した場合の苦情等への対応	10
7	指定管理者が管理する公の施設で 事故があった場合の損害賠償請求の対応	10
8	市と指定管理者等との間で締結する協定	10
9	指定管理者における労働法令の遵守等	12
10	モニタリングの実施	12
11	利用者アンケート等の実施	12
12	その他	12

公の施設に係る指定管理者制度の運用指針

I 指定管理者制度の概要

1 制度化の経緯

国においては、平成13年6月に第1弾の「骨太の方針」を策定したが、この中で「政策プロセスの改革」として、「公共サービスの提供について、市場メカニズムをできるだけ活用していくため、「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、公共サービスの属性に応じて、民営化、民間委託、PFIなどの方策の活用に関する検討を進める」ものとして、積極的な取組が推進されてきた。

このような国の取組の中で、公の施設の管理については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号、平成15年9月2日施行）により、「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的」とする指定管理者制度が法制化された。この制度は、地方公共団体が直接運営するものを除き、従来の地方公共団体の出資法人等に限定して管理を委託する制度から、出資法人等以外の民間事業者等を含む地方公共団体が指定する指定管理者が管理を行う制度に転換したものである。

2 管理委託と指定管理者制度との比較

	従来の管理委託	指定管理者制度
1 受託主体	公共団体、公共的団体、政令で定める出資法人（1/2以上の出資等）に限定	法人、その他の団体 ※法人格は必ずしも必要ではない。 ただし、個人は不可
2 法的性格	[公法上の契約関係] 条例を根拠として締結される契約に基づく具体的な管理の業務、又は業務の執行の委託	[管理代行] 「指定」により公の施設の管理権限を「指定を受けた者」に委任 委任：当該事務が受任者の職務権限となり、当該事務については、受任者がもっぱら自己の責任において処理する ※「指定の手続」は条例で定めることが必要
3 公の施設の管理権限	設置者たる地方自治体が有する。	指定管理者が有する ※「管理の基準」、「業務の範囲」は条例で定めることが必要
①施設の使用許可	受託者は不可	指定管理者が行う。

	従来の管理委託	指定管理者制度
②基本的な利用条件の設定	受託者は不可	指定管理者は不可 ※条例で定める。
③不服申し立てに対する決定や行政財産の目的外使用の許可	受託者は不可	指定管理者は不可
4 公の施設の設置者としての責任	地方自治体	地方自治体
①利用者に損害を与えた場合	地方自治体にも責任が生じる。	地方自治体にも責任が生じる。
5 利用料金制度	採ることができる。	採ることができる。 ※条例で定める範囲で設定が可能

3 公の施設について

- (1) 「公の施設」とは、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」（地方自治法第244条第1項）であり、体育施設、文化ホール、図書館、保育所、高齢者在宅サービスセンターなどの施設が該当する。ただし、住民の利用に供することが目的でない庁舎、出張所、学校給食センターなどは該当しない。
- (2) 平成15年の地方自治法の改正により、公の施設の管理については、指定管理者制度を適用するのか、直営で管理をしていくのかを選択することになった。
- (3) 改正前の地方自治法の規定に基づき、管理委託を行っている公の施設については、改正法の経過措置期間（3年間）が終了する平成18年9月1日をもって従来の管理委託はできなくなった。

4 指定管理者制度の適用に当たって必要とされる事項

(1) 条例で規定すべき事項

ア 指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例で定める（法第244条の2第4項関係）。

(ア) 指定の手続

申請の方法や選定基準等を定める。

(イ) 管理の基準

休館日・開館時間、利用制限の要件、管理を通じて取得した個人情報の取扱い等の業務運営の基本的事項を定める。

(ウ) 業務の範囲

利用の許可まで含めるかどうかを含め、施設の維持管理等の範囲をそれぞれの施設の目的や態様等に応じて設定する。

イ 利用料金制

利用料金を指定管理者の収入として収受させることができる。利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定める（法第244条の2第8項及び第9項関係）。

ウ 協定の締結

指定管理者に支出する指定管理料等の細目的事項は、地方公共団体と指定管理者の間の協議により定めることとし、別途、両者間で協定等を締結する。

本協定は、指定期間全体に係る協定（以下「基本協定」という。）及び年度ごとに指定管理料や業務内容等を定める協定（以下「年度協定」という。）を締結できるものとする。

また、指定管理者の候補者と、当該候補者を指定管理者に指定するまでの間に協定（以下「仮協定」という。）を締結できるものとする。

（2） 指定の方法

指定管理者の指定に当たっては、議会の議決を経なければならない（法第244条の2第6項関係）。議決すべき事項は次のとおりである。

ア 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

イ 指定管理者となる団体の名称

ウ 指定の期間

（3） 適正な管理の確保等に関する事項

ア 事業報告書の提出

指定管理者は、毎年度終了後、管理業務に関し事業報告書を作成し、提出しなければならない（法第244条の2第7項関係）。

イ 個人情報保護・情報公開

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、本業務の実施によって知り得た個人情報を目的外に使用したり、第三者へ漏らしたりしてはならない。また、指定管理者は、公の施設の管理に関する情報の公開を行うため、必要な措置を講ずるよう努める。（情報公開条例第14条の3関係）。

なお、個人情報保護及び情報公開に関して必要な事項を指定管理者との間で締結する協定に盛り込むとともに、指定管理者は、これらに係る規程等を整備するものとする。

Ⅱ 指定管理者制度の運用指針

1 指定管理者制度の原則適用

指定管理者制度は、公の施設の管理において、民間の能力を活用しつつ住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ることを目的としており、さらに、法制上、指定の手續において、公募や選定委員会、議会の議決など、競争原理を働かせながら、公平性・透明性を担保する手續が設けられており、市民への説明責任を果たせる仕組みとなっていることから、公の施設の管理に当たっては、指定管理者制度を適用することを基本とする。

ただし、個々の施設の管理運営に関する実態把握として、施設の設置目的、コスト計算、職員数、事業の実施状況等を調査するとともに、運営主体としての NPO や民間企業等の運営実態の調査を十分行い、個々の施設の管理の方向性を示すものとする。

また、施設の類型（施設の性格、設置目的等）に応じ、以下の分類により指定管理者制度を適用する指針とする。なお、指定管理者の公募に応募する者は、施設管理者としての責任の行使がより迅速に行える体制と能力を有する団体とする。

- (1) 民間企業が既に事業展開している、又は事業展開が可能な分野で、民間事業者等の企画力、サービス、経営ノウハウが発揮され、住民サービスの向上と効率的・効果的な運営が期待できる施設については、その円滑な管理運営を行うことができる指定管理者を広く公募の上、選定する。
- (2) 施設の管理とともに関連する市の事業を併せて実施している施設については、応募資格等に一定の条件を付して、指定管理者を公募の上、選定する。
- (3) 公募によらず、指定管理者を指定することができる場合の要件は、以下のとおりとする。
 - ア 施設の設置目的や利用形態、さらに、地域協働の観点から地域人材活用による地域振興などにより、予め定められた団体を指定管理者とする場合
 - イ 現受託団体を引き続き指定管理者として指定することにより、安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できる場合
 - (ア) 協定書、事業計画書等に沿って適正に指定管理業務を行っていること
 - (イ) 施設の利用状況が改善されている又は良好な状態であること
 - (ウ) 収支計画書に基づく予算執行が適正になされており、施設の収支状況が良好な状態であること
 - (エ) 指定管理者となっている団体の経営状況等から、安定的かつ継続的なサービスの提供が認められること
- (4) 公募により指定した指定管理者を公募によらず引き続き指定することのできる範囲は、競争による効率化やサービスの質の向上などの観点から、公募により指定した日から起算して10年までとする。
- (5) 公の施設の公募に当たり、応募する事業者又は選定の評価基準を満たす事業者がなかった場合は、当該公の施設の設置目的を効果的・効率的に達成することができると判断される市の出資団体や公共団体、公共的団体を指定管理者の候補者として選定することができることとする。

2 指定の手続

(1) 指定管理者の指定スケジュール

指定管理者の指定には、施設の設置条例の改正や指定管理者の指定に係る議会の議決手続が必要であることから、これらの手続に係る処理期間を確保するとともに、指定管理者等への事務の移管等準備期間を考慮する。

このため、次年度からの指定管理者の指定に係る議案の議会への提出については、第4回定例会を標準として施設等の状況に応じてスケジュールを定める。

(2) あきる野市指定管理者選定委員会及び指定管理者選定委員会部会の設置

直営施設への指定管理者制度の適用の適否、指定手続の公平性、透明性を担保するため、庁内にあきる野市指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）及び指定管理者選定委員会部会（以下「部会」という。）を設置する。

ア 委員会

委員会は、識見を有する者、市民の代表及び市の職員による委員で構成し、市長等の諮問に応じて以下の事項を審議し、答申する。

（ア）指定管理者の候補者の選定に関する事項

（イ）その他指定管理者に関し市長等が必要と認める事項

イ 部会

部会は、各部で所管する公の施設を基本として、次に掲げる部会を設置し、関係職員により構成する。

（ア）市民関係施設部会：総務部、市民部及び都市整備部で所管している施設

（イ）環境経済関係施設部会：環境農林部及び商工観光部で所管している施設

（ウ）福祉関係施設部会：健康福祉部及びこども家庭部で所管している施設

（エ）社会教育関係施設部会：教育部で所管している施設

部会は、以下の事項について、調査・検討する。

（ア）公の施設の運営実態の把握及び管理の方向性に関すること。

（イ）指定管理者の候補者の選定に関すること。

（ウ）指定管理者の指定を受けるための応募資格に関すること。

（エ）指定管理者の選定のための評価基準に関すること。

（オ）利用料金制や納付金に関すること。

（カ）指定の期間に関すること。

（キ）公募等に関すること。

（ク）指定管理者が管理する区域に関すること。

（ケ）指定管理者と締結する協定に関すること。

（コ）その他指定手続等に関すること。

(3) 指定管理者の選定過程の公開

ア 指定管理者の選定は

（ア）指定管理者となる事業者の資格、選定のための評価基準等の設定

（イ）指定管理者の指定を受けようとする事業者の募集、応募

(ウ) 応募団体の審査

(エ) 指定管理者の決定

という過程をとる。この過程で作成される文書については、原則として公開となるものであるが、本市の情報公開条例第9条第1項各号に定める「公開しないことができる市政情報」に該当するものは公開することができない。ただし、「公開しないことができる市政情報」に該当するものであっても、期間の経過により、これに該当しなくなったものについては、公開する。

イ 会議

委員会及び部会の会議については、率直な意見交換が損なわれるおそれがあること、また、具体的な法人等の技術情報や信用情報にかかる内容が取り上げられる可能性があるため、会議は非公開とする。

ウ 委員会委員の名簿

委員会の委員については、申請団体からの接触や選定結果に対する意見等が向けられることなどにより、委員会における率直な意見交換が損なわれるおそれがあるため、委員の名簿は非公開とし、選出区分と各区分の人数のみを公開する。

(4) 指定管理者の指定を受けるための応募資格

ア 条件の設定

指定管理者となる団体は、法律上制限はない。しかし、公の施設の事業内容によって指定管理者となる団体は異なり、一律には判断できない。そのため、指定管理者の指定を受けるための応募資格は、公の施設ごとに前述の部会で検討する。

また、指定管理者の指定は、契約ではなく行政処分であり、法第234条の契約に関する規定の適用はなく、同条に規定する入札の対象とならない。さらに、指定管理者による管理は、地方公共団体からの管理権限の委任より行うものであり、地方公共団体と指定管理者とが取引関係に立つものではなく、いわゆる請負には当たらないと解されている。このことから、法第92条の2、法第142条等に規定する長や議員等の兼業禁止は、適用されないことになる。

しかし、指定管理者の指定に当たっては、市民に対して疑義を生じないよう公正を期する必要がある、市の姿勢を示すため、長や議員等の兼業の禁止に関する規定を設けるものとする。

イ 共同事業体（企業等のグループ）による応募

複数の企業等が共同事業体を構成して応募することができる。ただし、同じ団体が複数の共同事業体に参加することはできない。

ウ 欠格条項

応募資格に対する欠格条項は、次のとおりとする。

(ア) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当するもの

(イ) あきる野市から指名停止の措置を受けているもの

(ウ) 市民税、法人税、消費税等を滞納しているもの

- (エ) 会社更生法、民事再生法等により更正又は再生手続を開始している法人
- (オ) 指定管理者になろうとする法人（共同事業体の場合は、構成団体も含む。）
及びその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体に該当する場合（あきる野市契約における暴力団等排除措置要綱の定めによる）
- (カ) 地方自治法第92条の2（議員の兼業禁止）、第142条（長の兼業禁止）、第166条（副市長の兼業禁止）及び第180条の5（委員会の委員及び委員の兼業禁止）に該当するもの。ただし、地方自治法施行令第122条及び第133条に該当する場合を除く。

(5) 指定管理者選定の際の評価基準

施設の特性の如何にかかわらず、必要とする基準は次のとおりとする。（必要に応じ、細目を設定する。）

ア 施設の管理に関すること

- (ア) 管理運営の基本方針
- (イ) 法令遵守（特に、個人情報保護、情報公開に関する法令の遵守）
- (ウ) 団体の経営状況、運営実績
- (エ) 施設管理の計画（受付、清掃、警備など）
- (オ) 安全管理への対応（事故対策、防犯、衛生など）
- (カ) 人材育成方針及び利用者等への対応
- (キ) 人員配置の計画

イ 事業計画に関すること

- (ア) 年間事業計画に関する基本方針
- (イ) 公共性の取組（市民、地域団体等との協働や連携した事業展開など）

ウ 管理運営経費に関すること

施設管理及び事業運営経費の収支計画

エ 労働条件に関すること

法令遵守（労働保険、社会保険、就労規則、労使協定など）

その他、指定管理者制度の目的である住民サービスの向上や民間企業等の能力の活用、経費の削減の視点を踏まえ、施設の特性に応じた評価基準を設定する。また、施設管理以外に事業の独創性、自主事業の提案、市内事業者との連携等を加味する。

(6) 委員会の運営

ア 指定管理者の候補者を選定するに当たり、委員会の委員が役員等を務める団体から指定管理者指定申請書が提出され、当該団体を含む審議を行う場合、当該委員は当該議案の審議に参加しないものとする。

イ 指定管理者を公募する場合には、評価基準に基づく審査を行い、その評価が最も高い団体を指定管理者の候補者に選定するが、この団体との協議の不調などにより、当該団体が候補者を辞退等することが想定されるため、この場合には、次に高い評価を得た団体を候補者として定めることができるものとする。

また、特定の団体を候補者に選定する場合には、評価基準に基づく審査を行い、その結果を基に委員会で審議し、当該公の施設の設置目的を効果的に達成することができると認められる場合には、当該団体を候補者とする。

ウ 指定管理者指定申請書の添付書類については、法人等の具体的な技術情報や信用情報に係る内容が含まれており、申請団体に関する情報の適切な取扱いを確保するため、委員会における審議の終了後、市が回収し、適正に処分等を行う。

(7) 議会に提出する議案の資料

指定管理者の指定に当たり、議会の議決を経る際、議案とともに指定管理者の候補者に関する資料を提出することとし、その内容は次のとおりとする。

ア 公の施設の名称

イ 指定の期間

ウ 指定管理者の候補者の概要

エ 指定管理者の候補者の決定までの経過

オ 指定管理者の候補者の審査方法

カ 公募によらず現指定管理者を候補者とした理由及び評価（公募によらない場合のみ）

キ 指定管理者選定委員会における審査の結果

ク 指定管理者の候補者の決定

(8) 不服申立て

指定管理者の申請を行ったが、結果として選定されず、指定されなかった場合は不服申立ての対象となる。（指定管理者の指定は行政処分）

(9) 指定管理者の指定の期間

ア 指定の期間は、最短2年、最長5年の範囲内で、公の施設の設置目的や実情等を踏まえて決定する。

イ PFIにより施設の建設を行い、指定管理者となる場合はPFIの期間とする。

(10) 利用料金制の採用

施設使用の対価（使用料）を指定管理者の収入とする利用料金制度は、公の施設の管理運営に当たり、指定管理者の自主的な経営努力を発揮しやすくすること、また、地方公共団体や指定管理者の会計事務の効率化を図るために創設されたものであることから、積極的に導入を図る。

特に、収益性の高い公の施設については、収益金のうち合理的と認められる範囲内の金額を市に納付させる制度（納付金制度）を導入する。

＊ 利用料金制を採用する場合は、条例で定める利用料金額の範囲内で指定管理者が市の承認を受けて利用料金を定めることになる。

ただし、この場合においても、公の施設の設置条例に基本的な枠組み（利用料金の金額の範囲、算定方法等）を定める必要（地方自治法第244条の2第9項）があり、また、自治体の長の承認が必要であることから、指定管理者が自由に利用料金を設定できるわけではない。なお、指定管理者に利用料金額を定めさせず、条例で具体的に定めることも可能である。

(11) 条例の制定

指定管理者の選定のため、包括的な手続条例を平成17年3月に制定した。

3 個人情報の保護

(1) 個人情報の保護

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、指定管理者に公の施設の管理を行わせるときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。また、受託者等の責務として、指定管理者は、個人情報の漏えい等の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるよう努め、当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

4 情報の公開

(1) 情報の公開

あきる野市情報公開条例において、指定管理者は、この条例の趣旨にのっとり当該公の施設の管理に関する情報の公開を行うため、必要な措置を講ずるよう努めるものとし、市長等は、指定管理者に対し、必要な措置を講ずるよう協力を求めるものとしている（第14条の3）。

(2) 公開請求への対応

指定管理者の選定や指定管理者の業務に関して指定管理者から提出された書類について、あきる野市情報公開条例に基づき公開請求があった場合には、条例に定める公開しないことができる情報を除き公開する。

(3) 指定管理者に関する情報提供

市長等が実施した指定管理者の選定やモニタリングの結果等とともに、指定管理者が実施した利用者アンケートの結果については、原則として、その概要等をホームページなどにより情報提供する。

5 債務負担行為の設定

指定期間を2年以上にした場合であって、指定管理者の指定により複数年度にわたる管理費用の支払債務を負担するときは、債務負担行為を設定する。債務負担行為に係る予算の提出時期は、債務負担行為の限度額を積算しなければならないことなどを考慮し、原則として、指定管理者の候補者を選定し、業務内容を事実上確定させた後、指定の議決を提出する議会とする。

なお、既に、指定管理者に対して指定管理料を支出している施設については、指定管理者の更新を迎える施設から順次、指定期間中における指定管理料に相当する額の債務負担行為を設定する。

6 指定管理者制度を適用した場合の苦情等への対応

(1) 指定管理者が行った利用承認・不承認に対する不服申立て

市が受けることになる。

(2) 施設利用に際してのサービス内容に対する苦情等

指定管理者が対応するとともに、指定管理者は、利用者の苦情等を受ける体制を整備する。

また、市としても、指定管理者が行ったサービス提供に関する苦情等の処理対応を行う。

7 指定管理者が管理する公の施設で事故があった場合の損害賠償請求の対応

(1) 市が設置した施設自体の瑕疵により損害が生じた場合

市に損害賠償義務が生じる（国家賠償法第2条）。ただし、指定管理者が行った維持補修等に起因する場合には、指定管理者に損害賠償義務が生じる場合があり得る（民法第709条）。

(2) 施設の管理に瑕疵があり、損害が生じた場合

指定管理者の管理に過失があった場合は、指定管理者には損害賠償義務が生じる（民法709条）。また、市にも損害賠償義務が生じる（国家賠償法第2条）。

損害を被った者は、指定管理者と市の、どちらを相手に損害賠償請求をしてもよいことになる。こうした、指定管理者と市との両方に損害賠償義務が生じる場合に、損害を被った者の請求に応じて、どちらかが損害賠償金を支払った場合には、市と指定管理者との間で事故に対する責任の割合に応じて、相手方に対し、求償を行うことになる。

8 市と指定管理者等との間で締結する協定

(1) 市と指定管理者との間で締結する基本協定に盛り込むべき事項

指定管理者と締結する基本協定は、次の事項を標準仕様とする。

ア 事業及び管理業務の実施内容に関する事項

イ 施設の種別に応じた必要な体制に関する事項

ウ 施設の使用料の扱いに関する事項（利用料金制）

エ 市が指定管理者に支払うべき管理費用に関する事項（積算方法、清算の可否等）

オ 施設の補修等に関する事項

施設の根幹にかかる補修については施設の所有者である市が負担すべきだが、運営上生じる軽易な補修については、管理費用の範囲内とすべきである。

カ 個人情報の保護に関する事項

キ 情報公開に関する事項

ク 苦情処理に関する事項

ケ モニタリングに関する事項

コ 事業報告に関する事項

サ 利用者アンケート等の実施に関する事項

シ リスク分担に関する事項

ス 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

指定管理者の指定の取消しを判断した場合、取消しの効力発生時期を次の指定管理者の選定に要する期間後とすることが望ましいことから、協定には取消しを行っても、効力発生時期までは管理業務を継続することを盛り込むこととする。
さらに、指定の取消し（指定期間の満了を含む。）に伴う管理運営に必要な事項等の新指定管理者への引継ぎを義務化する。

セ 事故等に係る損害賠償請求に関する事項

（ア）指定管理者と利用者との間に生じた損害賠償に関する事項

（イ）指定管理者と市との間に生じた損害賠償に関する事項

（ウ）損害賠償責任保険等の加入に関する事項

ソ 不可抗力に関する事項

（ア）不可抗力発生時の対応に関する事項

（イ）不可抗力によって発生した費用等の負担に関する事項

（ウ）不可抗力による一部の業務実施の免除

タ 避難所としての使用に関する事項

避難所として指定されている施設は、指定管理者の役割等を明確にすることが望ましく、また、避難所に指定されていない施設は、災害対策本部からの要請などにより緊急的に避難所となること（帰宅困難者の受入れなど）を想定し、その対応について定める。

チ あきる野市環境基本条例の遵守に関する事項

ツ その他市長等が必要と認める事項

（２）市と指定管理者との間で毎年締結する年度協定に盛り込むべき事項

指定管理者への対価の支払いなどは、年度協定により締結することとし、次の事項を標準仕様とする

ア 年度協定の期間に関する事項

イ 業務の内容に関する事項

ウ 対価の支払いに関する事項

エ 施設の修繕に関する事項

（３）市と指定管理者の候補者との間で指定管理者に指定するまでの間に締結する仮協定に盛り込むべき事項

指定管理者の候補者との間で締結する仮協定は、次の事項を標準仕様とする。

ア 仮協定の締結に関する事項

議会での議決を経て、指定管理者を指定したときは、双方の合意に基づいて基本協定を締結する。

イ 協議に関する事項

定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議して定めるものとする。

（４）市と指定管理者との間で締結する基本協定及び年度協定の変更等に関する事項

管理業務の前提条件若しくは内容が変更になったとき、又は特別な事情が生じたときには、協定が変更できるよう規定しておくとともに、協定に定めのない事項及び協定に関して疑義が生じたときは、協議により決定することができるよう規定しておく。

9 指定管理者における労働法令の遵守等

指定管理者に雇用されている従業員の労働条件については、基本的に労働基準法等の関係法令に基づき、当事者間で取り決めるものである。しかし、労働法令の遵守は、個人の生活にも直接影響するため、指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう対応する。

10 モニタリングの実施

指定管理者制度を導入しているすべての施設の管理運営状況について、協定書や事業計画書等に基づき適切かつ確実なサービスが提供されているか、安定的かつ継続的なサービスの提供ができているか、どの程度サービス水準の向上と経費の削減が図られているかを定期的に点検、評価し、必要に応じて改善に向けた指導・助言を行うため、「指定管理者制度導入施設の点検・評価（モニタリング）実施手順書」に基づき、モニタリングを実施する。

11 利用者アンケート等の実施

施設の利用促進や市民サービスの向上を図るため、利用者アンケートの実施や施設への意見箱の設置など、当該施設の特性に合わせた方法により、施設の利用者満足度を把握し、施設の管理運営に反映する。

また、利用者アンケートの結果や意見箱により利用者から寄せられた意見とその回答については、ホームページへの掲載や施設内への提示等を行い、広く利用者等に周知する。

12 その他

(1) 複数の施設の指定について

指定管理者の公募は施設ごとに行うことを原則とするが、同一事業を実施している複数の施設について、指定管理者を一括して公募することは、施設運営の効率性・合理性の観点から適当である。

(2) 複合施設（複数の公の施設が併設されている施設）に対する考え方

指定管理者は施設ごとに指定されるが、複合施設にあつては施設全体の管理及び費用負担が課題となる。複合施設を代表する施設を管理するものが施設全体の管理業務を行うこととし、指定管理者を公募・決定することが望ましい。

(3) 公の施設の建設コストの負担に関する考え方

公の施設に指定管理者制度を適用する場合、当該施設の建設費用の負担のあり方を整理する必要がある。とりわけ、収益のある施設については指定管理者に応分の負担を求めるべきとの意見がある。

＊ 公の施設は地方自治法で定めるように、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」として、普通地方公共団体が設置するものであり、本来、地方自治体が負担すべき費用である。また、指定管理者制度は、公の施設の管理・運営について民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図り、経費の節減等を目指すものであり、指定管理者に建設費の負担を求めることは適當ではない。

しかし、収益性の高い施設において、収益の一部を納付金として納入させることは、市の財政運営や市民感情の面からも適當である。

(4) 指定管理料に含まれる人件費に対する消費税の考え方

指定管理料の積算においては、管理運営に係る委託料や消耗品費などをはじめ、人件費相当分を勘案し、モデルとなる指定管理料を市が設定している。

しかしながら、指定管理料については、当該施設の管理業務に対する対価として一定の金額を支払うものであり、積算において人件費相当分を見込み設定するものの、労働の対価として従業員に給料や賃金を支払っているものではない。

このことから、指定管理料が消費税法の第2条第1項第8号の「資産の譲渡等」に当たり、全額が課税対象になる。

＊ 消費税法は、第2条第1項第8号において、課税対象となる「資産の譲渡等」について、「事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸し付け並びに役務の提供をいう」と規定している。